

公認陸上競技場および長距離競走路 ならびに競歩路規程

第1条 公認制度を設けるのは、陸上競技の練習ならびに公認競技会の運営が支障なく行われ、かつその競技場で樹立された諸記録が十分信頼し得るように各競技場の建設、整備、維持を指導し、日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）定款第2章第3条の目的を達成することにある。

第2条 公認陸上競技場および公認長距離競走路ならびに公認競歩路（以下「公認競技場」、「公認競走路」、「公認競歩路」という。）とは、本連盟競技規則に従い、公認競技会を開催し得る十分な精度のある、適切な施設であることを本連盟が認定したものである。

第3条 公認競技場はつぎの5種類とする。

	第1種	第2種	第3種	第4種	第4種L(ライト)
1周の距離	400m	400m	400m	400m	200m,250m, 300m,400m
距離の公差	+1/10,000 以内	+1/10,000 以内	+1/10,000 以内	+ 各 40mm以内	+ 各 40mm以内
走路	直走路	1レーンの幅は1m220で8レーン又は9レーンとする 長さ 115m 以上	1レーンの幅は1m220で8レーン又は9レーンとする 長さ 114m 以上	1レーンの幅は1m220で6レーン以上とする 長さ 114m 以上	1レーンの幅は1m220で6レーン以上とする 長さ 114m 以上
	曲走路	1レーンの幅は1m220で8レーン又は9レーンとする	1レーンの幅は1m220で6レーン以上とする	1レーンの幅は1m220で4レーン以上とする	1レーンの幅は1m220で4レーン以上とする
障害物競走設備	必要	必要	無くても可	無くても可	無くても可
補助競技場	全天候舗装 400m 第3種公認陸上競技場	全天候舗装の競技場があることが望ましい	無くても可	無くても可	無くても可
跳躍場	仕様・細則に示す数	仕様・細則に示す数	細則に示す数	細則に示す数	細則に示す数
投てき場	仕様・細則に示す数	仕様・細則に示す数	細則に示す数	細則に示す数	細則に示す数
	ただし、円盤投とハンマー投サークルは兼用してもよい				
収容人員	15,000人以上 (芝生席を含む)	5,000人以上 (芝生席を含む)	相当数	相当数	相当数
更衣室	300人以上収容し得ること	100人以上収容し得ること	利用できる設備があることが望ましい	無くても可	無くても可
トレーニング場	第1種公認競技場ではウエイト・トレーニング場を必要とする				

雨天走路	メインかバックスタンド側にあることが必要。 舗装材は競技場と同一にする	設備することが望ましい	無くても可	無くても可	無くても可
トラックとフィールドの舗装材	全天候舗装の施設を要する	全天候舗装の施設を要する	全天候舗装の施設を要する	土質でも可	土質でも可
インフィールド	天然芝・投てき実施可能な人工芝とする	天然芝・投てき実施可能な人工芝とする	天然芝・投てき実施可能な人工芝とする	天然芝・投てき実施可能な人工芝・土質とする	天然芝・投てき実施可能な人工芝・人工芝・土質とする
電気機器等の配管	設備を要する	設備を要する	設備があることが望ましい	無くても可	無くても可
用器具庫	2カ所以上で、合計500㎡以上必要	第2種～第4種1ではそれぞれの種別に示す用器具を収納できるようにする			
浴場またはシャワー室	男女各2カ所以上	男女各2カ所以上	利用できる設備があることが望ましい	無くても可	無くても可
競技場の排水設備	降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	降雨直後の使用が可能なこと 砂場、芝生等の管理に必要な数	無くても可	無くても可
競技場と場外との境界	競技場の荒廃毀損を防ぎ競技会の際の混雑を防止し得る程度の堅牢な境界が必要	競技場の荒廃毀損を防ぎ競技会の際の混雑を防止し得る程度の堅牢な境界が必要	無くても可	無くても可	無くても可
観覧席とトラックとの間の境界	観覧席からみだりに競技場内に入出入りできないように設備する	観覧席からみだりに競技場内に入出入りできないように設備する	無くても可	無くても可	無くても可
競技場にて開催できる競技会の種別の標準	本連盟が主催する日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模競技会及び国際的な競技会	加盟団体等が主催する選手権大会及び主要な競技会並びに本連盟が承認し主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会	加盟団体等が主催する競技会・記録会	加盟団体が主催する記録会、加入団体等の競技会・記録会

【注】自転車競技走路を併設したものは第何種乙とする。

2. 前項にかかわらず、オリンピック競技大会を開催した陸上競技場は、補助競技場を欠く場合であっても、第1種公認陸上競技場とすることができる。
3. 室内競技場、屋外における競技場以外での競技会の陸上施設（以下「屋外種目別施設」という。）は、公認競技場として扱う。
4. 天然芝に人工芝を埋め込んだものを使用する場合は混入率

5%以下とする。

- 第4条** 第1種公認競技場には、管理者をおくことが望ましい。
2. 第1種公認競技場の付帯設備として、投てき場（以下「付帯投てき場」という。）を公認することができる。
- 第5条** 公認競走路ならびに公認競歩路は、道路または適当な幅員をもった道に設置する。
2. スタートラインならびにフィニッシュラインは、競技場内におくことができる。ただし、場外に設ける場合は、競技会の開催に支障のない場所であることとする。
- 第6条** 第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様及び公認競技場、公認競走路、公認競歩路、室内競技場、付帯投てき場、屋外種目別施設の細則については、別に定める。
- 第7条** 公認競技場、公認競走路および公認競歩路として認定を受けようとするときは、陸上競技場、競走路または競歩路の設計図もしくは案内図等に、公認競技場または公認長距離競走路・競歩路認定申請書を添えて、その所在地の都道府県陸上競技協会を経て本連盟施設用器具委員会に提出しなければならない。
2. 公認競技場、競走路および競歩路の計画時には、都道府県陸上競技協会および本連盟と協議すること。
- 第8条** 公認の継続を必要とする場合は、期間満了の2～3カ月前に認定申請をしなければならない。
- 第9条** 前条の申請があった場合、本連盟は原則として2人以上の検定員または区域技術役員および自転車計測員を派遣し、検定を行う。
2. 種別による派遣基準は別に定める。
3. 派遣費用は、本連盟の旅費規程に基づいて申請者が負担する。
- 第10条** 派遣された検定員、区域技術役員および自転車計測員の検定報告に基づき本連盟施設用器具委員会で審査のうえ適格と認めたときは、専務理事の承認を経て公認証を交付する。
2. 公認の有効期間は5カ年とする。ただし、期間中に改造ま

たは改修したときおよび公認競走路または公認競歩路で一部変更したときは、その都度認定申請をしなければならない。

3. 公認を廃止する時には、事前に廃止届を提出しなければならない。
4. 有効期間満了後、2カ月を経過して連絡のない場合、公認は自動的に抹消される。

第11条 公認競技場、公認競走路、公認競歩路が公認の要件に合致しない事実が生じたときは、公認を取り消すものとする。

第12条 公認料（消費税込）は、つぎのとおりとする。

公 認 料

種 別	新 設	継 続
第 1 種	880,000 円	440,000 円
第 2 種	495,000 円	247,500 円
第 3 種	165,000 円	82,500 円
第 4 種	55,000 円	27,500 円
第 4 種 L	55,000 円	27,500 円
付 帯 投 て き 場	55,000 円	
長距離競走路ならびに競歩路	220,000 円	110,000 円
同 上 ハーフマラソン以下	110,000 円	55,000 円
室内競技場（恒久的な施設）	55,000 円	
室内競技場（暫定的な施設）	11,000 円	
屋外種目別施設（施設毎）	11,000 円	

- 【注】1. 公認料は2カ年ごとに改定することができる。
2. 消費税の率に変更が生じた場合にはその都度改定する。

第13条 認定の承認通知をうけたときは、ただちに公認料を納付しなければならない。

2. 公認料は、その有効期間中に変動があっても返戻しない。
3. 競技場の公認有効期間中にその種別を昇格する場合は、新たに承認した種別に該当する公認料の差額を納付すれば、当該有効期間満了まで引き続き公認とする。
4. 新たに昇格した種別に該当する公認料の全額を納付した場合は、新たに公認期間を5カ年とすることができる。

- 付則 1 競技場、長距離競走路、競歩路、室内競技場、屋外種目別陸上競技施設を世界陸連（以下「WA」という。）認証を取得するときには、本連盟が申請をする。
- 2 WA認証のクラス1、クラス2競技場の資格を取得するための申請は、国内の第1種公認競技場でなければならない。ただし、公認競技会において世界記録およびエリア記録が樹立した場合は、第1種公認競技場以外でもWA認証のクラス2競技場の資格を取得するための申請をすることができる。

1948年8月改正	1949年1月修正	1950年1月改正
1953年1月修正	1954年1月改正	1955年1月修正
1957年6月改訂	1960年1月改訂	1963年3月改訂
1964年3月修正	1965年3月修正	1965年5月修正
1966年5月改訂	1967年3月修正	1969年5月改訂
1974年3月修正	1975年3月改正	1977年3月修正
1979年3月修正	1982年3月修正	1985年3月改正
1988年3月改正	1991年3月改正	1992年3月改正
1993年3月改正	1994年3月改正	1995年3月改正
1996年3月修正	1997年3月修正	1998年3月修正
1999年3月修正	2001年3月修正	2004年4月修正
2007年4月1日施行	2010年4月1日修正	2010年12月3日改正
2014年4月1日修正	2015年4月1日修正	2016年4月1日修正
2017年4月1日修正	2018年4月1日改正	2019年4月1日改正
2020年4月1日改正	2021年4月1日修正	2021年12月16日改正